

保育園のしおり

社会福祉法人 尚徳福社会



保育園神田ベアーズ

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町 10 番地 2

TEL : 03-6206-4037

FAX : 03-6206-4038

ホームページアドレス : <http://sfg21.com/kanda/>

メールアドレス : kanda1@sfg21.com

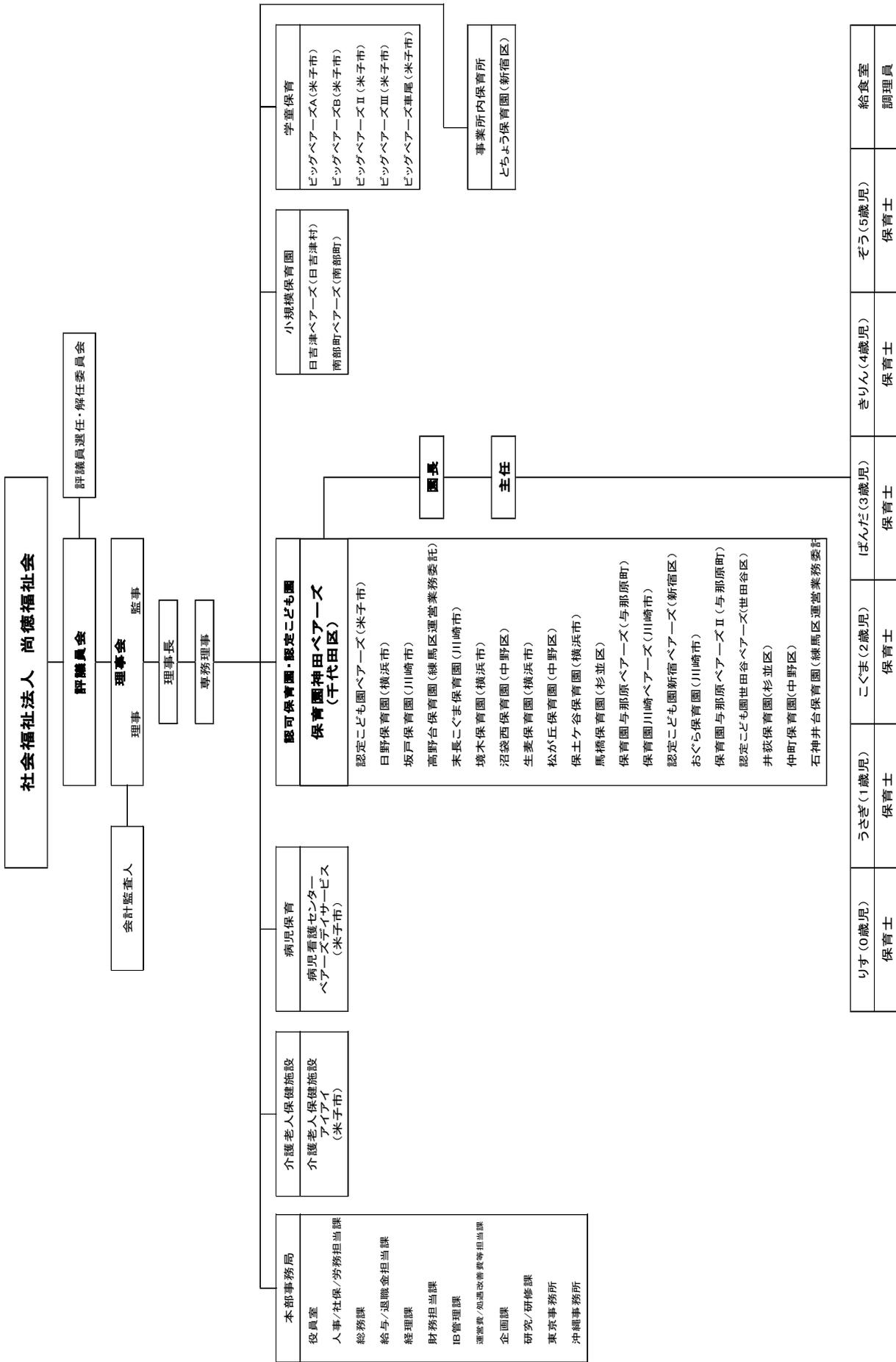
2、事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 尚徳福祉会
事業者の所在地	〒683-0257 鳥取県米子市榎原 1889 番地6
事業者の電話番号・FAX	TEL 0859-26-5050 FAX 0859-30-2141
代表者氏名	理事長 谷本 要
定款の目的に定めた事業	イ) 保育所の経営 ロ) 介護老人保健施設及び老人福祉センターの経営 ハ) 放課後児童健全育成事業の経営 ニ) 老人デイサービスセンターの経営 ホ) 老人居宅介護等事業の経営 ヘ) 病児保育事業の経営 ト) 一時預かり事業の経営

3、施設の概要

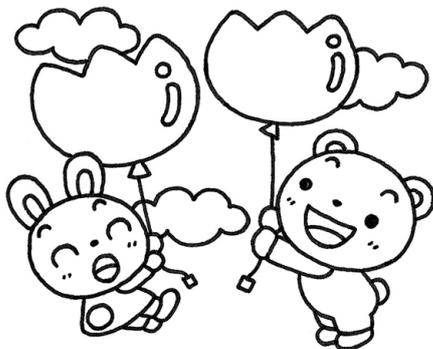
種 別	保育所						
名 称	社会福祉法人 尚徳福祉会 保育園神田ベアーズ						
所 在 地	〒101-0038 東京都千代田区神田美倉町10番地2						
ホームページアドレス	http://sfg21.com/kanda/						
メールアドレス	kanda1@sfg21.com						
施設長氏名	丸山 春枝						
開設年月日	2019年10月1日						
認可定員	72人						
利用定員72人 (年齢別)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	組名	りす	うさぎ	こぐま	ぱんだ	きりん	ぞう
	人数	9人	9人	9人	15人	15人	15人
職員体制 (園児数によって変動有)	施設長	1人(資格:保育士、幼稚園教諭)					
	保育士	11人					
	看護師	1人(常勤1人)					
	栄養士(調理員)	3人(常勤2人、非常勤1人)					
勤務体制	シフト制						
取扱う保育事業	延長保育、障害児保育、育児相談						

尚徳福祉社会組織図



4、施設・設備の概要

敷	地	面	積	278.00m ²			
園	舎	構		造			
		延		床			
		面		積			
				683.84m ²			
施設設備の数と面積	0	歳	児	室	1室	32.25m ²	
	1	歳	児	室	1室	31.76m ²	
	2	歳	児	室	1室	21.56m ²	
	3	歳	児	室	1室	33.67m ²	
	4	歳	児	室	1室	32.13m ²	
	5	歳	児	室	1室	33.94m ²	
			多		目		
			的		ホ		
			ー		ル		
					2室		92.71m ²
			調		理		
			室		1室		14.64m ²
			調		乳		
			室		1室		1.86m ²
			幼		児		
		用		ト			
		イ		レ			
				3室		24.61m ²	
		沐		浴			
		室		1室		5.11m ²	
		相		談			
		室		1室		5.72m ²	
		事		務			
		室		(医			
				務			
				ス			
				ペ			
				ー			
				ス			
				含)		19.64m ²	
		職		員			
		休		憩			
		室		1室		12.88m ²	
		屋		上			
		遊		戯			
		場				122.81m ²	
設		備		の			
		種		類		冷暖房、床暖房(全保育室)、ナンバーロック錠 2重サッシ(防音設備)、防犯カメラ、セコム	



6、施設の目的・運営方針

目 的	児童福祉法に基づいて心身共に健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育を行うことを目的とする。
運 営 方 針	「保育所保育指針」を遵守しながら、子どもたちのことを第一に考え、安定した心で自己発揮できる場を提供し、子どもの育ちを見守ると共に家庭と協力して、健全で豊かな人間性をもった子どもの育ちを援助する。

7、保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
閉 所 日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで

8、保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	7時30分から 18時30分まで
延 長 保 育 時 間	18時31分から 20時30分まで

9、保育短時間認定に関する保育（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	8時30分から 16時30分まで
延 長 保 育 時 間	朝： 7時30分から 8時29分まで 夕： 16時31分から 20時30分まで

10、延長保育

月極め利用	60分単位での申し込み（利用申請用紙を提出していただきます）
スポット利用	60分単位での申し込み（利用申請用紙を提出していただきます）

<補食・夕食について>

補食： 延長保育18時30分を超えてご利用の場合、補食を提供します。（延長保育料金に補食代が含まれます）

※スポット利用の場合は、スポット料金に補食代が含まれております。

夕食： 1回400円、月末に利用回数を集計します。（当日12時までは変更・キャンセル可能）

11、支払方法

口座振替	2ヶ月分を月末締め、翌々月10日に口座振替 <例>4・5月利用分 → 7月10日に口座引落 10日が土・日・祝の場合は翌営業日に引き落としになります。
------	---

*利用料請求額のご案内は2ヶ月に1度お渡しします。

*『預金口座振替依頼書』の「記入方法について」を参考に必要事項をご記入いただき、口座名義人のお届け印を押印して、お持ちください。

ご捺印は 1枚目・・・1箇所 } 提出用 (合計3箇所)
 2枚目・・・2箇所 }
 3枚目・・・1箇所 → 控え用 (保管してください)

*押印が薄かったり、二度押しなどの場合、受理されませんのでお気をつけください。

*「ご契約者」の欄は入園するお子さんのお名前（兄弟姉妹等の場合は連名）でお願いいたします。

*振替口座は給与振入の口座にすると便利です。

*延長料金・写真・DVD販売などの支払いにPay Pay・Air Pay・クレジットカードなど利用可能です。

ご不明な点がありましたら、お尋ねください。よろしくお願いたします。

【ご利用できない金融機関】

イオン銀行	アムカ銀行	ソニー銀行	香港上海銀行
じふん銀行	JPモガトイ銀行	オリックス信託銀行	労働金庫連合会
資産管理サービス信託銀行	農林中央金庫	新銀行東京	漁業協同組合
中央三井アセット信託銀行	日本トラスティサービス信託銀行	日本マスタートラスト信託銀行	野村信託銀行

12、提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

子どもたちの事を第一に考えた保育をおこない、登園を楽しみにし、保護者が安心して預けられることが、子どもたちの心の安定となり、健全な発育につながると考えます。

また自己決定のできる子どもに育つよう、自由に考え、行動できる環境を配慮します。自分で考え、工夫して遊べるように、自由な空間や考えて遊ぶ玩具の提供を心がけ、強制や押し付けをせず、禁止言葉を少なくするようにしていきます。

【保育理念】

子どもたちの健やかな育成の手助けをします。子どもたちの健康と安全を確保し、安定した心で自己発揮のできる場を提供し、子どもの育ちを見守ります。また、家庭と協力し、自己肯定感を育みながら、感情の抑制のできる健全で豊かな人間性をもった子どもの育ちを援助します。

【保育方針】

- *快適な環境の中で、園と家庭との一貫したリズムで、気持ちよく過ごす。
- *一人一人の子どもの気持ちを十分に受け止め、愛情行動や信頼関係を育みながら、月齢・発育段階に応じた、人や物への関心や関わりが広がるようにする。
- *ゆったりとした環境のもと、自然とのふれあいを大事にしなが、友だちとの関わりの中で遊ぶ楽しさを味わい、ルールを覚え、意欲が育つように援助する。
- *楽しみながら、力いっぱい体を動かして遊ぶようにする。

【保育目標】

子どもは豊かに伸びていく可能性を秘めており、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。

- 1、心身共に健全で安定した生活を保つことができるように、配慮された環境、雰囲気を整え、子どもたちが自らのさまざまな欲求を適切に満たすことができること。
- 2、子どもたちが自ら考え、判断し、主張し、行動できるように、ハード、ソフト両面で保育環境を整えていくこと。
- 3、社会生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。



- 4、集団生活の中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育て、自主自立、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- 5、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。
- 6、生活の中で、言葉への興味や関心を育て、表現する力、表現する喜び、人の言うことを謙虚に聞き、理解する態度を養うこと。
- 7、幅広い世代の人々や社会・地域との交わりの中で、多くの体験を通して、豊かな感性を育て、考える喜びを体験させること。

【めざす子ども像】

- 1、いきいきと遊べる子ども
- 2、考える子ども
- 3、心豊かなやさしい子ども
- 4、仲間を大切にすること

【毎日の保育・教育の流れ】

時間	0、1、2 歳児	3、4、5 歳児
7時30分	開園 保育標準時間 順次登園	開園 保育標準時間 順次登園
8時30分	保育短時間（8時間）開始 順次登園	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9時00分	おやつ	遊び（室内外） 散歩等
9時30分	遊び（室内外） 散歩等	
11時00分	食事（年齢によって前後します）	
11時30分		食事（年齢によって前後します）
12時00分	睡眠	
14時30分	目覚め	睡眠
15時00分	おやつ 遊び（室内外）	目覚め おやつ 遊び（室内外）
16時30分	保育短時間終了 順次降園	保育短時間終了 順次降園
18時30分	保育標準時間終了	保育標準時間終了
18時31分	延長保育開始	延長保育開始
18時31分	補食・夕食	補食・夕食
20時30分	延長保育終了 閉園	延長保育終了 閉園

*これは、基本的な生活時間のめやすです。

*一年を通して天候、気温やお子さんの個人差、年齢、活動内容、時期により、多少の時間差があります。

【お散歩のコース】

園庭以外で、近隣にある福德の森（福德神社）・十思公園・十思スクエア別館・堀留児童公園・地蔵橋東児童公園・尾島公園・和泉公園・佐久間公園・COREDO 室町テラスなどに行きます。

【行事】

保育園では、日常の保育と調和のとれた内容の行事をおこないます。それぞれの年齢や成長発達にふさわしい活動で、楽しく意欲的に参加でき、生活体験が豊かなものになるよう配慮して実施します。また、行事を通して日常の園生活に変化と潤いをもたせたいと考えています。なお、保育園敷地内では禁煙・禁酒にご協力いただいています。園周辺への駐停車は禁止となります。

年間行事予定表

月	行事名	ねらい	参加者
4	入園・進級を祝う会 茶話会 こどもの日集会	・入園、進級を喜び、保育園生活に期待がもてるようにする ・保護者同士の親睦を深める。 ・こどもの日の由来を知り、みんなで成長を祝う	全園児 全保護者 全園児
5			
6	個人面談	・園と家庭の様子を伝え合い、保護者の懇親の場としてひとときを過ごす	全保護者
7	水遊び・プール開き 七夕集会	・水遊び・プール遊びが始まることを喜び、きまりを知り安全に遊ぶ ・七夕の由来を知り、笹飾りを作ったり飾ったりすることを楽しむ	全園児 全園児・全保護者
8	水遊び・プール開い なつまつり	・水遊び・プール遊びの約束を守り、元気に安全にプール・水遊びができたことを喜び合う ・親子で夏のひとときを楽しむ	全園児 全園児
9	祖父母と遊ぼう会	・身近な人との触れ合いの中で、親しみを持ち遊んだり触れ合ったりすることを楽しむ	幼児組
10	うんどう会	・運動遊びを楽しみ、子どもたちの成長を喜び合う・親子で楽しいひとときを過ごす	全園児・全保護者
12	クリスマス会	・クリスマス会を通して海外の文化に興味を持つ。	全園児
1	新年を祝う会 個人面談	・お正月の伝承遊びを地域の方と一緒に楽しむ ・園と家庭の様子を伝えあい、より良い成長につなげる	幼児組 全園児・全保護者
2	節分集会 おたのしみ会	・節分の由来を知り、友だちや保育者、地域の親子で豆まきを楽しむ ・表現遊びを楽しみ、子ども達の成長を喜び合う	全園児 全保護者・全園児
3	ひなまつり集会 進級を祝う会 お別れ遠足 卒園式 進級説明会	・ひなまつりの由来を知り、春の訪れを感じる ・進級を楽しみにしながら、異年齢で交流し楽しく過ごす ・卒園児で楽しい時間を共有する ・みんなで年長児の成長を喜び、卒園を祝う ・進級にあたり子どもの様子や新クラスでの過ごし方を共有する。	全園児 全園児 卒園児 5歳児保護者・4歳児 全保護者

*毎月園でおこなうこと：身体測定・内科健診（年齢により規定回数）・避難訓練・誕生会

*地域の子育て支援事業として、育児相談、職業体験、祖父母保育参加をおこないます。

*地域の方や他保育園、小学校との交流、職業体験、実習生、ボランティアの受入は別途おこないます。

*保育参観、保育参加（ご都合に合わせて一緒に遊ぶ、給食を食べるなど）は、随時できますので、職員にお申し出ください。

13、保護者との連携について

保護者と保育園とで、日々の連続性を大切にして連携を取り合い、健やかな成長を育みます。心配なこと、疑問に思うことなど、お気軽に園長、職員にお声かけください。

- *毎日の送迎でのやりとりをはじめ、連絡帳、写真（フォトフレーム）、個人面談、懇談会、メール、保育参加・参観などで日頃からご意見を伺い、保育に活かし、より良い保育につなげていきます。
- *保育園からの連絡は「園だより」「クラスだより」「保健だより」「給食だより」他、随時おたよりや掲示でお知らせしますので、ご確認をお願いします。
- *連絡帳は保育園で用意しますので、ご利用ください。特に2歳児までは、連絡事項やご家庭での様子を毎日記入してお持ちいただきます。保育園からの記入もありますので、ご確認ください。
- *「おしらせばさみ」は、連絡帳のカバーとして使用する他、おたよりをはさみます。破損などの場合で2冊目以降を購入の場合は、職員にお声がけください。（一冊370円）
- *緊急時に備えていつでも連絡が取れるよう、通常の連絡先とは違うときは、連絡帳に記入してください。

14、変更届について

- *基本的には区の方へのお申し出となります。直接お問い合わせください。
- *保育園にも、変更届がありますのでお申し出ください。
（勤務先の変更・家族構成の変更・転居・退園・産休・育休など）

15、地域の育児支援について

【育児講座】栄養士・看護師による離乳食や健康についての講座を開催予定

【育児相談】予約制：随時（お電話ください）



16、登園について

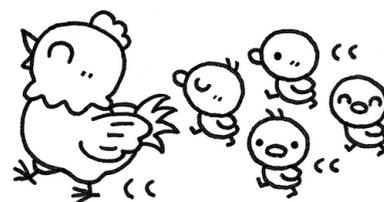
- *保護者または保育園に届け出ている方が付き添ってお連れください。
- *玄関の自動ドアのナンバーロック錠は保護者の方が操作してください。不審者対応のため、暗証番号は送迎される方のみお知らせください。安全のため暗証番号は不定期に変更します。番号をお忘れになった方はナンバーキー上のインターフォンを押してください。
- *登園されましたら、お子さまを預けてから保護者の方がタイムカードを押してください。
- *自転車は路上駐輪できません。指定された場所をご利用ください。
- *保育園には駐車場がありません。車での送迎はご遠慮ください。
- *ベビーカーを置いて行かれる場合は、エントランス横の倉庫をご利用ください。
- *健康状態（顔色・発熱・食事の量・便の状態など）や気になることがありましたら、受け入れ職員にお知らせください。
- *保育中に体の具合が悪くなったり、怪我をしたりしたときには連絡します。緊急連絡先がいつもと違う場合は、必ず連絡先をお知らせください。
- *降園時間とお迎えの方の名前は、毎日連絡帳にご記入ください。
- *欠席や登園が遅くなる場合は朝、9時00分までにご連絡ください。体調不良の場合は症状を詳しくお知らせください。
- *開園時には、園児飛び出し防止のため、園舎道路側から見て左側のチェーンをしております。登園、降園の際に開けていただいても構いませんが必ず閉めてください。
- *兄弟(姉妹)で預けていらっしゃるご家庭は、下のお子さまを預けてから上のお子さまを預けてください。
- *お子様だけが一人で保育室に行かないよう必ず保護者の方と一緒に保育室に入るようにしてください。

17、降園について

- *保護者または保育園に届け出ている方がお迎えに来てください。小中学生の送迎は事件、事故を防ぐためにお断りしています。
- *予定の方がお迎えに来られない場合は「代理の方の名前」「園児との続柄」「お迎えに来る時間」を事前にご連絡いただき、身分証明書をご持参ください。連絡がない場合や身分を確認できない場合は、事故防止のためお引渡しはできません。
- *お迎えに来られましたら、お子様を迎えに行かれた後、帰りに保護者の方がタイムカードを押してください。
- *連絡帳にご記入の降園時間内でのお迎えにご協力ください。
- *お迎えの時間がやむを得ず遅れる場合は、わかった時点ですぐにご連絡ください。
- *兄弟(姉妹)で登園されている場合、下のお子様をお迎えの後に上のお子様のお迎えをお願いいたします。
- *保育園には駐車場がありません。車での送迎はご遠慮ください。

*駐輪スペースが狭いため、譲り合いご利用ください。

*お子さんが道路など飛び出さないよう、目を離さないようご注意ください。



18、給食について

給食は、お子さんの健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、「おいしい」「楽しい」という情緒的機能や、食物を大切にすることやマナーを教えるなどの教育的な意義があります。

	月曜日～土曜日				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳	△	○	○	△	50% (1050kcal)
1歳	○	○	○	○	
2歳	○	○	○	○	
3歳		○	○	○	45% (1300kcal)
4歳		○	○	○	
5歳		○	○	○	

【給食の提供・食育】

- *自園の栄養士が献立を作成し、調理します。毎月1日に献立表を配布します。
- *年齢や発達段階に応じた食事の内容、栄養確保に努めます。特に個人差の大きな離乳食段階は、月齢5～6ヶ月、7～8ヶ月、9～11ヶ月、12～18ヶ月に分けて、それぞれの発達段階に応じた食事内容にします。
- *健康状態に応じた配慮として、体調不良時には保育園と家庭で情報を共有し合い、嘱託医とも連携しながら無理のないように進めます。また偏食や食欲がないなどの問題点を把握し、保育士、栄養士、看護師、家庭で連携し、対応します。偏食のある園児には、無理に食べさせるのではなく、調理員が食べやすいように調理し、保育士も食べやすい環境をつくるなど工夫して対応します。
- *食材については、安全性を第一に考え、安心・安全な給食の実施に努めます。有害な食品添加物や遺伝子組み換え品は使用せず、できるだけ国産の食品や季節のものを調達します。衛生管理にも細心の注意を払います。子どもたちにとってより良い食事環境を提供するためには、すべての職員が調理から食事の介助、見守りまでの流れを理解することが大切だと考えています。
- *毎日の食事内容は降園時、玄関のデジタルフォトフレームにてご紹介しています。ご覧ください。
- *食事に必要な基本的な生活習慣を身につけながら、いろいろな食物に興味をもち、栽培、調理体験、お手伝い、バイキングなどを取り入れ、楽しく食べられるようにします。

【アレルギー対応について】

当園は、東京都が策定する「食物アレルギー対応ガイドブック」をもとに、「保育園神田ベアーズアレルギー対応マニュアル」を策定し、適切な対応に努めます。

- *食物アレルギーがある場合には、申請書と主治医の「指示書」を保育園に提出していただきます。
- *その後、保護者、園長、主任、看護師、栄養士、担任で面談をして、除去食の提供について、園での進め方を決めます。
- *医師の判断により（6か月から1年くらい）診察・診断を受け「除去食変更（解除）」「指示書」提出と共に、症状と指示内容を伺う面談の機会を設け、その後の進め方を決めます。
- *除去にあたっては、専用トレイ、食器、名札を使用し、配膳方法、着席の場所、職員の位置などを園内で十分に検討します。毎日の献立では「アレルギー警報」を発令し、全職員が周知して誤食防止に努めます。
- *保育園での対応に無理がある場合は、ご相談させていただく事もあります。

19、おひるねについて

季節や活動状況と年齢に応じて、一人一人が適切な休養が取れるように考慮し、保護者の方と相談しながら、おひるねをします。おひるねをしない子どもたちの居場所も作ります。

- *布団は、保育園で用意します。（入所時に番号を決めます）
- *バスタオルを1枚ご用意ください。掛けるものとして使用します。
（寒い時期には、バスタオルと毛布の準備をお願いいたします）
- *シーツ、バスタオルは衛生上、毎週金曜日に持ち帰り、お洗濯をして月曜日にお持ちください。

20、障害児保育について

障害児を積極的に受け入れ、実施の際には保護者との面談をおこない、あらかじめ家庭での様子を伺います。日々「連絡帳」や口頭でのやりとりで信頼関係を築き、関係機関とも連携をとりながら支援します。区からの加配人数により職員が担当して保育にあたりますが、担任だけでなく園全体で、共通理解をもって子どもの状態を把握できるよう「指導計画」「個人保育日誌」を作成し、会議を実施して、よりよい成長につなげられるようにします。

原則として統合保育をおこなっていきます。

21、健康診断・健康管理について

子どもたちが元気で健やかに成長していけるように、保護者の皆様と保育園が連携して過ごしていきます。

◎嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	医療法人社団和平会 坪井 医院
医師名	坪井 秀一 医師
所在地	千代田区神田和泉町1-13-12 ファベルハウス2階
電話番号	03-3866-7815

◎嘱託歯科医

医療機関の名称	神田A&Mデンタルクリニック
医師名	青木 謙典 歯科医師
所在地	千代田区内神田3-13-2 松尾ビル4階
電話番号	03-3254-4938

◎健康診断

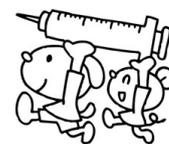
千代田区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する定期健康診断及び臨時時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施しています。

項目	対象	内容など
園児健康診断	全園児	年2回（春・秋）嘱託医が行います。0歳児は毎月。
歯科検診	全園児	年1回嘱託歯科医が行います。
身長・体重の測定	全園児	月1回看護師が計測後、お知らせします。



◎予防接種

- *集団生活を始めるにあたり、定期予防接種は必ず受けてください。任意の予防接種もお勧めします。
- *予防接種を受ける場合は、副反応が現れることがありますので、降園後にお願いします。
- *予防接種後は、体調が変化する可能性がありますので家庭で様子を見ていただきたいので、予防接種後のお預かりはご遠慮ください。



◎健康管理

- *登園は、**集団生活ができる状態**でお願いします。登園時に受入れ職員に体調についてお知らせ下さい。前日までに発熱や嘔吐・下痢などいつもと様子が違う時は、必ず医療機関を受診してから登園してください。座薬を使用したの登園は出来ません。
- *発熱以外にも全身症状をみて機嫌、食欲、睡眠、鼻水、目やに、腹痛、下痢、吐き気、嘔吐、発疹等、朝のお子さんの状態を観察してみてください。
- *発熱のあった時は、薬を飲まずに平熱に戻り24時間経過し、集団生活ができるようになってから登園してください。

◎病気の時の対応

乳幼児期は、十分な免疫を備えていません。また、抵抗力も弱く、急激に危険な状態になり易いため、次のような症状が認められる場合は、**速やかに**お迎えをお願いします。

- 37.8℃以上の発熱（37.5℃でご連絡いたします。37.8℃以上になるとお迎えが必要になりますので、お仕事の調整をよろしくお願いたします）
- 嘔吐
- 下痢
- 腹痛
- その他、食欲不振や機嫌不良などの全身状態がある場合急なお迎えに備えて、連絡がすぐにとれ、また、ご家族がお迎えに来ることが出来るよう（祖父母など）ご対応をお願いします。お迎えが来るまでは医務室にて体を休めて過ごします。

*薬のお預かりはできません。

（抗けいれん剤（ダイアップ）、エピペンのみお預かりします。医師の投薬指示書が必要です）

- *ホクナリンテープ・絆創膏・虫刺されシールを貼って登園する場合は、職員にお伝えください。ホクナリンテープ・絆創膏・虫刺されシールには名前と日付をお書きください、剥がれたホクナリンテープは貼り直しません。園で破棄します。

◎家庭での健康管理

- *健やかな成長のために、生活リズムを整えることが大切です。十分な睡眠と規則正しい生活が、よりよい成長発達につながります。
- *朝食は簡単なもの（パン、おにぎり、バナナ、ヨーグルト、牛乳など）でも構わないので食べるようにしましょう。水分補給も脱水予防のために十分におこなってください。



22、感染症対策について

感染症または食中毒がまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」の手引きに則り、感染症および食中毒予防のための衛生管理を適切に実施します。

◎園での予防対策

- ① 「保育園神田ベアーズ感染症予防マニュアル」を作成し、十分理解し日常的に園全体の衛生管理（室内外の環境、食事、おむつ交換、排泄等）に努めます。
- ② 布タオル等による菌繁殖を防ぐため、ペーパータオルを使用します。
- ③ 職員は、入職時に抗体検査を、インフルエンザ流行期には予防接種を実施し、毎日の健康チェック等で体調管理を徹底します。
- ④ 園児には薄着、手洗い、うがい、咳エチケットの習慣、食生活、睡眠等年齢に合った基本的衛生習慣が身につくよう、毎日の生活を通して繰り返し丁寧に伝え、健康教育をおこないます。
- ⑤ 保護者には口頭やおたより、掲示で予防についてお知らせします。打刻時に手指の消毒をお願いします。ご家族で発症した際には、必ず園にお知らせいただき、やむを得ず本人が送迎する際には事前連絡ののち、玄関でお預かりします。

◎発症時

- ① 園で発症した場合は、医務室で休息をとり、水分補給をして過ごします。
- ② ①の場合は、保護者に連絡をしますので、速やかにお迎えをお願いします。
- ③ 千代田区の指導により下痢や嘔吐物がついた衣類、バスタオル等は感染拡大防止の為、洗わずにそのままお返しします。
- ④ 日々の感染症の発症状況を、園で掲示、おたよりでお伝えして子どもの健康状態の把握や二次感染予防の協力をお願いしています。
- ⑤ 園内での拡大防止のため、手洗い、排泄・嘔吐物処理を徹底し、消毒頻度を増やします。
- ⑥ 同一の感染症もしくは食中毒による又それらによると疑われる子が10人以上又は全体の2割以上発生した時は「区福祉保健センター」に報告書を提出します。

◎治癒後

*感染症の種類により医師記入の『登園許可証』（様式1）または保護者記入の『登園届』（様式2）を園に提出してください。

*感染症の病気については、『感染症ガイドライン』（2018年改訂版厚生労働省作成）に基づきます。かかった場合は医師の指示に従ってください。（次ページ参照）

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症
 治って登園する場合は医師記入の『登園届（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用）』
 （様式1）をお持ちください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症		順調に回復せず、出席停止期間を経過しても症状があり、再受診が必要となった場合は再受診が必要です。

（様式1）以外の感染症
 治って登園する場合は、『登園届』（様式2）をお持ちください。

要再受診	感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
○	麻疹（はしか）	発症後1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
○	風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
○	水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
○	流行性耳下腺炎（おたくふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
○	結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
○	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
○	流行性角結膜炎	充血、目やみに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
○	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
○	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
○	急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
○	髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発しん		解熱し、全身状態が良いこと

- * 「とびひ」は感染予防のため病巣を適切に覆ってください。
- * 「頭じらみ」は季節に関係なく、帽子や衣類、タオルなどを介して発生します。かゆみを伴いますので、頭をたひたひかいていたら頭髪をていねいに観察してみてください。わかった場合は速やかに受診してください。
- * 上記の病気が発生した場合、注意喚起のため発生報告を掲示させていただきます。

23、衛生について

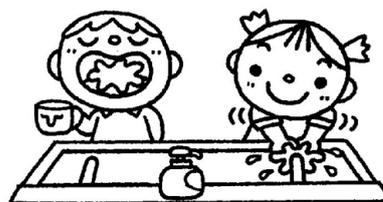
◎食中毒の予防について

*食中毒予防のため、手洗いの励行とペーパータオルを使用します。

*給食業務については、区児童家庭系の指導を受けるなど、衛生面に配慮するとともに、安全性にも心がけます。

◎害虫について

発生源となりそうな箇所は普段の生活の中で特に注意し、駆除を実施します。



24、安全について

- *安全指導をはじめ、子どもの成長、発達に合わせた遊びの配慮と工夫を念頭において保育をおこないます。
- *子どもは、その発達上の特性から事故を起こしやすいので、職員は日頃から細心の注意を払い事故防止に努めます。
- *園舎内外及び遊具の安全点検は、職員が定期的におこないます。
- *万が一事故が起きた場合は、事故時の応急対応・事故時の連絡・事故報告など職員全員が適切に対応できるようにします。

◎予防のためのお願い

- *体にあったサイズの洋服や靴を用意してください。ズボンの裾は折り返して履くと危険ですので、長すぎないものをお願いします。登園は、夏でも長ズボンを履かせてください。
- *スカート・丈の長いワンピース・チュニックなどの丈の長い上着は、大きな怪我になりやすいので、ズボンやスパッツの着用をお願いします。
- *フード付き、ひも付きの洋服は、引っ掛かり思わぬ事故になりますので、着用はご遠慮ください。
- *爪が伸びていると思わぬ事故のもととなりますので、常に切りましょう。
- *子どもは汗をかきやすいので、長い髪の毛は必ずゴムで結びましょう。前髪は視力にも影響しますので、目に入らないようにしましょう。ゴムは固い飾りのないものにしてください。
- *カチューシャ、ピン類、スパンコールが付いた衣類は飾りが落ちてしまう危険性がありますので、使用しないでください。

◎受診した方がよいと判断した場合

- *保護者の方に連絡を入れると同時に、応急処置をして病院へ連れて行きます。その場合、希望する病院があればお知らせください。
- *緊急の場合は、救急車対応といたします。
- *外見上には変化がないのに痛がるなど、受診した方がよいか判断に迷いがある場合は、大事をとって受診します。

◎受診しなくてもよいと判断した場合

- *けがの状況により、洗浄、冷やすなどの手当てをします。
- *保護者の方への連絡は、お迎えのときにけがをした状況やその処置などをお伝えします。



25、保障制度

以下の保障制度（保険）に加入しています。

① 独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）【給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・ 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額医療費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額1/10」を加算した額
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもののうち、厚生労働省令で定めるもの ・ 保育園給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・漆等による皮膚炎・異物の嚥下又は迷入による疾病・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	・ 入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 （登降園中の災害の場合2,000万円～44万円）
死亡	保育園の管理下の事件による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（登降園中の災害の場合1,500万円）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円（登降園中の災害の場合1,500万円）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円（登降園中の災害の場合も同様）

② ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）【園賠償責任保険・園児団体傷害保険】地震セット

保険内容	対象	金額	
園賠償責任保険 *相手方への賠償など *免責金額なし	対人	施設 1名・1事故 10億円	
	対人	生産物 1事故 10億円（保険期間中）	
	対物	施設 1事故 1,000万円	
		生産物 1事故 1,000万円（保険期間中）	
	見舞金費用		1名 10万円
	見舞金費用以外の初期対応費用		1事故 10万円
	管理財物補償		1事故 100万円
	人格権侵害補償		1名 50万円 1事故 1,000万円
園児団体傷害保険 *園児のケガの保障など	死亡・後遺障害	230万円	
	入院	1日あたり 3,000円	
	通院	1日あたり 2,000円	
	O-157等補償	有り	

*保険料補償につきましては、変更することがあります。

26、緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、囑託医や子どもの主治医に相談するなどの措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応をおこないますので、あらかじめご了承ください。

◎近隣の緊急連絡先

万世橋警察署	03-3257-0110 *担当 神田駅交番
鍛冶町消防署	03-3258-0119
千代田区役所	03-5211-4119 *子ども部子ども支援課

27、非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

防火管理者	丸山 春枝
消防計画	鍛冶町消防署 2019年5月14日 届出
避難訓練	消火訓練、避難訓練 各毎月1回、不審者訓練 年1回以上 地震・津波・水害を想定した訓練 年3回実施 P23 参照
防災設備	消火器、誘導灯、火災検知器などの備品、食材の備蓄

入所時に提出していただく『園児引取り人届出書』に記載してある方のみの引き渡しとなります。万が一の場合にはお迎えをお願いすることもありますので、確実に連絡ができるよう、連絡先は常に明確にしておいてください。（仕事が休みのときなどお知らせください。）メールでの連絡もありますので、登録をして受信可能な状態にしておいてください。

保育園神田ベアーズメールアドレス：kanda1@sfg21.com

◎警戒宣言が発令された場合

*警戒宣言が発令されると同時に、解除が発令されるまで、保育園は「休園」になります。

*保育時間中に発令された場合は、すみやかに保護者の方のお迎えをお願いします。

*やむを得ず、お迎えが遅れる場合は、保育園でお預かりします。

◎大きな災害が発生した場合

*原則的には保育園でお迎えをお待ちします。

*災害の状況によって、保護者の方に連絡ができないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。

*あらかじめ保育園で指定している避難場所となりますが、千代田区は地域内残留地域となっております。建物が安全ではないと判断した場合に、第一避難場所に移動します。

その場合は、保育園の入り口に掲示します。保育園で決めている避難場所を確認しておきましょう。

*保育園では、災害時に必要な物品や3日分の食料を備蓄します。

◎避難場所・広域避難場所（建物が安全ではないと判断した場合のみ）

第一避難場所	旧今川中学校校庭
広域避難場所	皇居東御苑

◎防犯対策

*不審者侵入などの事件防止対策や対応訓練を実施します。

*玄関付近、園舎内、屋上に『監視カメラ』を設置し、万が一に備え、録画保存できるシステムを導入しています。

*定期的な園舎の見回りをはじめ、児童家庭サービス係、警察署、小学校、地域の方々と連携して、情報交換をおこないます。

◎社会福祉法人尚徳福社会ホームページの緊急用ブログについて

*法人のホームページに緊急用ブログを設けておりますのでご利用ください。

サイトアドレス：<http://sfg21.com/kinkyu/> パスワード：

◎災害用伝言ダイヤルについて

*災害時にNTTの災害用伝言ダイヤルにて情報を流しますので、ご利用ください。
(次ページ以降に伝言ダイヤルの利用方法を掲載します)

◎避難訓練

*災害時に備えて職員による組織づくりをおこない、その役割を分担します。

*子どもの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解するように、毎月地震や火災を想定した避難訓練をおこないます。その他、消防署と連携して子どもにわかりやすい防災訓練をおこないます。

(次ページ以降に避難訓練・不審者訓練計画を示します)



【災害用伝言ダイヤル「171」の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイドに従って伝言の録音、再生を行ってください。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">1</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">7</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">1</div>			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音をされる方は[1]、再生される方は[2]、暗証番号を利用する録音は[3]暗証番号を利用する再生は[4]をダイヤルして下さい。			
		暗証番号なし	暗証番号あり	暗証番号あり	暗証番号なし
			[3]		[4]
		[1]	[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	[2]	[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 03-6206-4037			

【避難訓練・不審者訓練計画】（例）

【年間目標】 災害発生、不審者遭遇に際し、早期安全避難、初期消火等の訓練をおこない園児の安全を守る。

【訓練の原則】 ・避難訓練への関心を高め、災害時の心構えを育てる。

- ・職員の声掛けを聞き、速やかに行動できるようにする
- ・非常時の合図を知る（不審者＝「お客様が来ました」など）
- ・「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」⇒『お・か・し・も』の徹底

◎初期消火訓練を毎月行う ◎点呼と残留時の確認 ◎伝達方法→発見者はPHSで園内放送や大きな声で園長、職員に知らせる

◎地震・不審者→安全な場所に避難する、ドアを開ける ◎火事→低い姿勢、ぬれタオル、ドアを閉める

◎消防署に計画書を毎月届ける。

◎時間不明の訓練の実施もする。（月末定）

月	訓練種別・実施内容	ねらい（園児）	内容・留意点（保育者）
4月	火災 9:40	<ul style="list-style-type: none"> ・災害について知り、避難のしかた、「おかしも」など約束がわかるようにする ・消火器について知る ・安全な姿勢を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが怖がらないように、落ち着いて行動する ・災害時の注意点（放送後静かに話を聞く、避難経路「おかしも」などをわかりやすく伝える ・消火器の使用方法を理解する
5月	火災 10:00 不審者	<ul style="list-style-type: none"> ・非常階段を使用しての避難をする(幼児) ・いつでも災害が起こることを知る ・非常階段を使用して避難をする(幼児) ・不審者がきたときの合図を覚える 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況によって避難方法が変わることを把握する ・点呼をこまめに、人数確認をしっかりとる ・非常階段の避難についてわかりやすく伝える ・不審者について、わかりやすく説明する
6月	地震、火災 14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠中の避難の方法を知る ・保育者の誘導で慌てず避難する ・園以外への避難のしかたを知る ・さまざまな避難方法に慣れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・園内放送後、的確に誘導する ・備蓄品の取り扱いを覚える ・慌てずに行動できるようにする
7月	地震、火災 11:00	<ul style="list-style-type: none"> ・食事時の避難方法について確認する ・静かに保育者の話を聞く ・非常階段を落ち着いて使用する(幼児) ・園以外への避難後、静かに話を聞く 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事時に慌てないように配慮する ・食事時の避難についての配慮点を確認する ・安全に非常階段が使用できるようにする ・倉庫内の物品も携帯して避難する
8月	火災、水害 17:00 (3階ホール)	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てずに夕方の訓練に参加する ・静かに保育者の話を聞く ・水害時の避難方法を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安定になりやすい時間帯なので、十分配慮する ・他クラスにも配慮して、全員で取り組む ・平日頃気をつけなければいけないことを簡単に伝える ・水害時に必要な持ち出し書類（パソコンも含む）を把握する
9月	地震、火災 9:30	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者の誘導で慌てずに避難する ・消火器の取り扱いについての約束を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・登園時に慌てないように配慮する ・職員の役割分担を確認し、安全に注意する ・人数確認をしっかりとおこなう
10月	地震、火災 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ時の避難を覚える ・慌てずに行動できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ時での注意点を確認する ・消火器の使用方法を再確認する
11月	火災 9:45 不審者	<ul style="list-style-type: none"> ・非常階段でスムーズに避難する(幼児) ・園以外へ避難し、落ち着いて話を聞く ・放送後、指示が出たらすみやかに避難する ・安全な姿勢で避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に非常階段が使用できるように配慮する ・職員全員で協力して、避難を誘導する ・慌てずに誘導方法をわかりやすく伝える ・倉庫内の物品を出して訓練する
12月	地震、火災 15:10	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者の誘導で静かに避難する ・おやつ時の避難方法について確認する ・どんな場合でも災害が起こることを認識し落ち着いて避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ時の避難についての配慮点を再確認する ・指示は明確に素早くできるようにする ・職員の役割分担を再確認する ・注意点をわかりやすく伝える
1月	地震、火災 9:50 不審者	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者がきたときの合図を覚える ・保育者の誘導で落ち着いて避難する ・放送後、指示が出たらすみやかに避難する ・慌てずに行動できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てずに誘導方法をわかりやすく伝える ・職員数が少ない中でも、安全をしっかりと確保する ・園外からさらに避難することも想定して行動する
2月	火災、津波 (3階ホール) 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ時の避難に慣れ、スムーズに避難する ・落ち着いて行動する ・火災時の避難方法について確認する ・安全な姿勢で避難する ・水害時の避難方法について確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠後で不安定な子もいるので、十分配慮する ・他クラスにも配慮して、全員で取り組む ・避難方法などわかりやすく伝える ・人数確認をしっかりとおこなう ・職員の役割分担を確認する
3月	地震、火災 14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・異変を察知して、静かに避難する ・訓練の仕方、「おかしも」などについて再確認して訓練の重要性を理解する ・消火器の取り扱いについての約束を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の役割分担を再確認する ・状況によって避難経路や方法を再確認する ・訓練の重要性をわかりやすく伝える ・非常持出品や倉庫内物品の確認をする

29、苦情解決制度（保育サービス改善のためのシステム）

保育園では、日々保護者と連携を取り合い、信頼関係を築いていきたいと考えています。日頃より気になること、疑問に思うことなど、教えていただきたいと思います。保育の質の向上の「気づき」と、とらえて保育に活かしていきます。

◎目的

- *利用者の権利擁護：苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者への満足度を高めると共に利用者の権利を擁護します。
- *客観性・適正性の確保：苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることで保育園の信頼を高めるとともに、適正な運営の確保を図ります。
- *サービスの改善：利用者からの意見・苦情等を十分配慮して、サービスの改善に活かし、より質の高いサービスの提供を目指します。

◎苦情の定義

苦情とは、保育園が提供する保育サービスの利用にあたり、利用者（保護者）からの苦情・不満・意見・要望などの申し出を指します。

◎保育園の苦情受付相談の体制

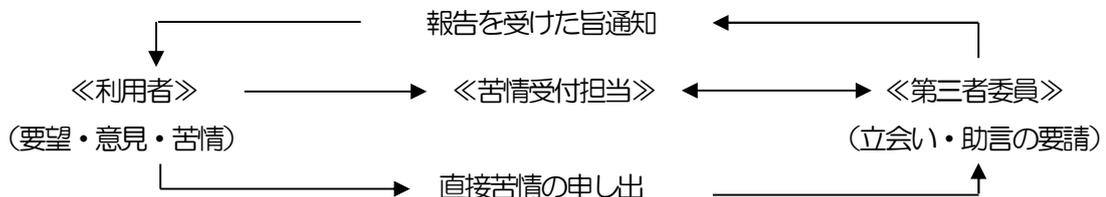
- *苦情受付担当者は主任、苦情解決責任者は園長です。

利用者（保護者）からの意見、苦情等は随時受け付け、話し合いによる解決に努めます。

- *苦情解決第三者委員は、理事長が委嘱し、各園には委員がおります。

苦情を申し出た利用者（保護者）や苦情解決責任者の求めに応じ、双方の話し合いへの立ち会い、助言をおこないます。また、利用者（保護者）は直接第三者委員の方に申し出をおこなうことができます。

◎苦情解決のための仕組み



<第三者委員>

氏名	電話番号
昭和町会長 瀧口 昌雄さん	03-5829-4140
民生委員 水野 智佳子さん	03-3259-2980



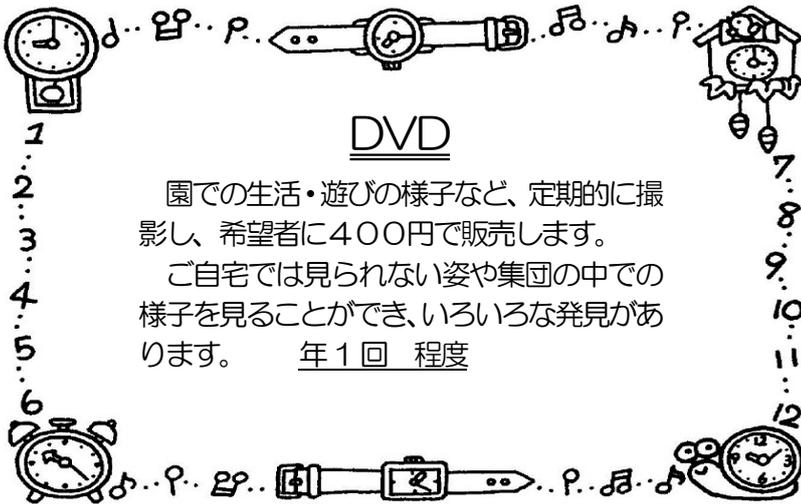
30、保育園神田ベアーズでは

写真

園での様子を撮影し、全員に無料配付します。行事の写真もあります。

年1回程配付します。

※データでの配付は行っていません。



DVD

園での生活・遊びの様子など、定期的に撮影し、希望者に400円で販売します。
ご自宅では見られない姿や集団の中での様子を見ることができ、いろいろな発見があります。 年1回程度



ホームページ

アドレスは <http://sfg21.com/kanda/>



法人、各保育園の紹介、おたより、クラスの日誌、まとめ、写真、理事長のブログ、職員研修報告などの他、育児相談もおこないます。



*保護者のみに「ID」と「パスワード」をお伝えして、クラス写真を閲覧できるようにします。



31、入園時に用意していただく物

◎全員

- ・着替え (2~3組を、着替え用かごに：使用した時に補充・季節で入れ替え)
- ・汚れ物入れ袋 (毎日着替えた服を入れるもの：スーパーの袋など持ち手のついているもの)
- ・バスタオル1枚 (睡眠時にかける用：秋~冬は、掛け毛布1枚用意)
→毎週末、または適宜に持ち帰り、洗濯をして翌週お持ちください。

袋にも
名前を記入



◎クラスによるもの

	0歳児 りす	1歳児 うさぎ	2歳児 こぐま	3歳児 ぱんだ	4歳児 きりん	5歳児 ぞう	備考
おむつ	○	○	○	△			
リュック			○	○	○	○	
屋上用靴	△	○	○	○	○	○	

その他、必要に応じて担任からお知らせいたします。

*園舎内は、はだしで過ごします。

*靴下→0・1歳児は、かばんまたは個人ロッカーの中に入れてください。

(日中外に出るときは園の靴下を使用します)

*靴下→2・3・4・5歳児は、各クラスの靴下入れの中に入れてください。

*手洗い後は、園で用意したペーパータオルを使用します。

*5歳児は、小学校に向けてハンカチを毎日、持たせてください。

*食事(おやつ含む)の際の口拭きタオルやエプロンは園で用意します。

*箸やスプーン、食事用のコップは園で用意します。

*クラス帽子は、保育園で用意して卒園まで使用します。(園で洗濯をします)

*帽子のゴムが緩くなった場合は、保護者の方で直してください。

*オムツの外れ具合によって、布パンツ、おねしょシートをお持ちいただきます。

*パジャマは非常時の避難に備えて使用いたしません。

*教材(はさみ、クレヨン、ねんどなど)は、すべて園で用意し使用します。



◎衣服・持ち物について

- *基本的にサイズがちょうどよく、安全で着脱しやすい服や靴の使用をお願いします。
(特に乳児は自分で着替えやトイレに意欲が芽生える時期です。デニムなどの固い素材を避け、自分で着脱しやすいものをお願いします)
 - *さまざまな活動をしますので、汚れてもよい服を着用してください。
 - *フード付き、ひも付きの洋服は、引っ掛かり思わぬ事故になりますので、着用はご遠慮ください。
 - *ジャンパーなどの上着には掛けられるように紐などをつけてください。
 - *園用かばんにはキーホルダーなどの飾りはつけないようお願いします。
 - *手袋、マフラー、耳あては園内で使用しません。
 - *園に必要なない物の持ち込みはできません。園内に持ち込まれたものは思わぬトラブルになりますので保護者がお持ち帰りください。
 - *手紙や物品のやりとりは園外でお願いします。
 - *2歳以上児になると個人リュックを使用します。子どもの体に合ったサイズを持たせてください。
- ★集団生活で、大勢のお子さんをお預かりしています。安全や物品管理について、細心の注意を払い、怪我や紛失、間違いのないように努めていきますので、ご協力をよろしくお願いたします。

☆すべての持ち物に名前をはっきりと大きく書いてください



様式1

登園届

保育園神田ベアーズ 園長

園児名 _____

症状も回復し集団生活に支障がない状態になったので、 _____ 年 月 日から登園します。

_____ 年 月 日

発 症 日 <small>※インフルエンザの場合は発熱した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日</small>	_____ 年 月 日
受 診 日	_____ 年 月 日
休むよう 指示があった期間	_____ 年 月 日まで
医療機関名	_____

保護者署名 (自署) _____

該当する病名に○をつけてください。

○	病名	登園のめやす (登園を控える期間)
○	インフルエンザ (A・B・不明)	発熱した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
○	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること (無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。)

発症からの 日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その日の 最高対応									
解熱した日 症状が軽快し た日(OEP)									

※必要事項を保護者が記入して、治療後の登園日に提出してください。

※当園のめやすの数え方は、発症日を0日目とし、登園のめやすの期間を経過するまでです。11歳前に回復した場合は、治癒を確認するための再受診は不用です。(医師からの指示があった場合はそれに従ってください。)また、11歳前に回復せず、登園のめやすの期間を経過しても、症状がある場合は再受診をしてください。

登園届 (その他の感染症用)

保育園神田ベアーズ 園長

園児名

診断名	
-----	--

症状も回復し集団生活に支障がない状態になったので、 年 月 日から登園します。

_____年 月 日

保護者署名 (自署)

発 症 日	年 月 日
受 診 日	年 月 日
休むよう 指示があった期間	年 月 日まで
登園にあたっての再受診日 <small>※別紙1の～11、22、23の感染症の場合記載</small>	年 月 日
医療機関名	

※必要事項を保護者が記入して、治療後の登園日に提出してください。裏面〇印の感染症については、登園にあたり、再受診をしてください。

※この登園届は、インフルエンザ及び新型コロナウイルス以外の感染症に罹患した場合に使用します。ただし、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に罹患して、1週間に回復せず、登園のめやすの期間を経過しても症状あり、再受診が必要となった場合は「登園届(その他の感染症用)」を使用してください。

※保育園・こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが快適に生活できるよう、登園にあたっての再度の受診が必要ない感染症であっても、感染力のある期間に配慮し、登園を再開する前に登園可能か確認し、子どもの健康回復状態が集団での保育園・こども園生活が可能となったからの登園であるようご配慮ください。

※当園のめやすの数は、発症日を0日目とし、登園のめやすの期間を経過するまでです。1週間に回復した場合は、治癒を確認するための再受診は不用です。(医師からの指示があった場合はそれに従ってください。)また、1週間に回復せず、登園のめやすの期間を経過しても、症状がある場合は再受診をしてください。

この登園届を使用する感染症の種類は裏面を参照してください。

【感染症の種類】

		感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
1	○	麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
2	○	風疹(三日ばしか)	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
3	○	水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
4	○	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5	○	結核		感染のおそれが無くなってから
6	○	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
7	○	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
8	○	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
9	○	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
10	○	急性出血性結膜炎		医師が感染の恐れがないと認めるまで
11	○	髄膜炎菌性髄膜炎		医師が感染の恐れがないと認めるまで
12		溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
13		マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
14		手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍（かいよう）が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
15		伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
16		感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
17		ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
18		RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
19		ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
20		帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
21		突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
22	○	インフルエンザ	順調に回復せず、出席停止期間を経過しても症状があり、再受診が必要となった	
23	○	新型コロナウイルス感染症	場合は再受診が必要です。	

延長保育利用 申請書 (標準時間認定)

お子様一人につき、1枚ずつ提出してください。

年 月 日

保育園 神田ベアーズ 園長 殿

保護者氏名 _____

クラス _____ 園児氏名 _____

下記の通り、延長保育の (利用 ・ 解除 ・ 変更) 申請いたします。

変更開始年月： 年 月 日 から

<延長保育利用>

- *前月 25 日までに事前の申請をお願いします。
- *18時30分を超えてご利用の場合は補食を提供いたします。(延長保育料金に補食代が含まれます)
- *夕食をご希望の方は400円/回となります。
別途、夕食利用の申請書の提出が必要となります。

◎該当する欄に○をしてください

	時間	1~15日		16日以上	
0歳児~	18時31分~19時30分	2,000円		3,000円	
2歳児	18時31分~20時30分	4,000円		6,000円	
3歳児~	18時31分~19時30分	1,800円		2,500円	
5歳児	18時31分~20時30分	3,600円		5,000円	
※1時間延長の場合は、補食を提供いたします。補食料は保育料に含まれます。					

◎申請理由

	就労時間 () は土曜日	通勤時間	時間外勤日数
父	(~)	時間 分	月平均 日 午後 時 分まで
母	(~)	時間 分	月平均 日 午後 時 分まで
受託時間	~		

注) 延長保育の利用にあたって

- * 延長保育の利用申請書を提出された後は、解除申請書を提出されるまで、継続利用とします。

様式4

短時間保育延長利用 申請書 (短時間認定)

お子様一人につき、1枚ずつ提出してください。

保育園 神田ベアーズ 園長 殿

年 月 日

保護者氏名

クラス

園児氏名

下記の通り、延長保育の (利用 ・ 解除 ・ 変更) 申請いたします。

変更開始年月： 年 月 日 から

(短時間認定) ◎該当する欄に○をしてください。

	時間	1～15日		16日以上	
0歳児～ 2歳児	7時30分～8時29分	2,000円		3,000円	
	16時31分～17時30分	2,000円		3,000円	
	16時31分～18時30分	3,000円		6,000円	
3歳児～ 5歳児	7時30分～8時29分	1,800円		2,500円	
	16時31分～17時30分	1,800円		2,500円	
	16時31分～18時30分	3,600円		5,000円	
※1時間延長の場合は、補食を提供いたします。補食料は保育料に含まれます。					

*短時間保育園認定は8時30分～16時30分の時間帯です。

◎申請理由

	就労時間 ()は土曜日	通勤時間	時間外勤日数
父	(~)	時間 分	月平均 日 午後 時 分まで
母	(~)	時間 分	月平均 日 午後 時 分まで
受託時間	~		

注) 延長保育の利用にあたって

* 延長保育の利用申請書を提出された後は、解除申請書を提出されるまで、継続利用とします。

様式5

スポット利用 申請書

お子様一人につき、1枚ずつ提出してください。

年 月 日

保育園 神田ベアーズ 園長 殿

保護者氏名 _____

クラス _____

園児氏名 _____

	時間	1回	
短時間利用者	7:30 ~ 8:29	500円	
	16:31 ~ 17:30	500円	
	16:31 ~ 18:30	1,000円	
全園児対象	18:31 ~ 19:30	500円 (1,500円)	
	18:31 ~ 20:30	1,000円 (2,000円) (夕食料別途: 400円/食)	

《補食と夕食について》

18:31延長ご利用の場合は、補食料金が含まれます。

19:31延長ご利用の場合は、原則として夕食を提供させていただきます。

19:31延長をご利用の請求は、夕食を加算し月単位となります。

夕食 申請書 (利用・解除)

お子様一人につき、一枚ずつ提出してください。

年 月 日

保育園 神田ベアーズ 園長 殿

保護者氏名 _____

クラス _____ 園児氏名 _____

下記の通り、夕食の（ 利用 ・ 解除 ）申請いたします。

変更開始年月： _____ 年 _____ 月 _____ 日 から

注) 夕食の利用にあたって

- * 1回400円となり、毎月月末に利用回数を計算します。
- * 夕食の利用申請書を提出された後は、解除申請書を提出されるまで継続利用とします。
- * 園から月ごとに「夕食利用予定表」をお渡ししますので、ご記入の上、提出してください。
- * 利用予定を追加・変更・キャンセルされる場合は、職員に申し出てください。
- * 乳児食に移行しているお子様にご利用になれます。

夕食のお申し込み変更は、当日 12 時までをお願いいたします。